

(案)

## 江戸川河川事務所における災害時等応急対策業務（測量・地質調査・治水対策検討等）に関する協定書

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、洪水・地震・水質事故等で発生した災害（以下「災害」という。）における応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川河川事務所の管理区内（以下「管内」という。）において、災害が発生した場合に、被害施設の早期復旧と被害拡大防止に資することを目的とする。

（業務の実施区域）

第2条 業務の実施区域は、管内の河川とする。

（業務の内容）

第3条 甲は、管内で災害が発生した場合の緊急的な対策工事等の実施に必要な現地調査・測量及び設計等資料作成が必要と認める時は、乙に出動を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があった時は、甲の指示により該当箇所における現地調査・測量及び設計等の資料作成を実施するものとする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し第2条の業務の実施区域で発生した災害等に応じ、本業務を実施するための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

2 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は、乙に前条の出動要請した場合は、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（業務の実施及び報告）

第6条 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合には、直ちに出勤し、業務を実施するものとする。

2 業務の直接の指示は、江戸川河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3 甲は、前項による指示者を決定したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

4 乙の責任者は、出勤後遅滞なく業務の状況を甲に報告し、概略とりまとめ資料を必要に応じて指示者等に提出するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対して、口頭並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(乙の責務)

第8条 乙は、業務履行にあたっては、業務の意図及び目的を十分に理解した上で遂行に努めなければならない。

2 業務の実施にあたっては、諸法規を遵守し作業の安全を図るとともに、指示者と密接な連絡をとり業務を遂行しなければならない。

(機密の厳守)

第9条 乙は、業務の実施により生じる全ての成果品等を許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、業務実施中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(土地への立ち入り)

第10条 業務遂行のため民地等に立ち入る場合は、あらかじめ身分証明書の交付を受け、常に携行するとともに、関係者に誠意を持って接しなければならない。

(有効期限及び効力)

第11条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 協定締結時に乙が有していた、一般競争参加資格が失効した場合、失効日をもってこの協定も失効する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通保有するものとする。

令和3年6月22日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
江戸川河川事務所長 岩見洋一

乙 ○○○○○○  
○○○○○ ○○○○○